

石運輸第195号の2
令和8年6月11日

関係者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長
(公 印 省 略)

道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイド
ラインの一部改正について

標記について、自動車交通部長より別添のとおり通知がありましたので、了
知願います。

北信交旅第165号
令和8年6月8日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイド
ラインの一部改正について

標記について、物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり通達があったので、
了知されるとともに関係者あて周知されたい。

国自旅第41号
令和8年6月5日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」の
一部改正について

標記について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう
取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・
タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり
通知したので申し添える。

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」(令和6年3月1日付け国自旅第359号)

一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">国自旅第359号 令和6年3月1日 <u>一部改正</u> <u>令和8年6月5日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">物流・自動車局旅客課長</p> <p>道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて</p> <p>標記について、別添のとおり「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」を作成したので、その旨了知されるとともにその取扱いについて円滑な実施に努めることとされたい。</p> <p>(略)</p> <p>別添</p> <p>道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">国自旅第359号 令和6年3月1日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">物流・自動車局旅客課長</p> <p>道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて</p> <p>標記について、別添のとおり「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」を作成したので、その旨了知されるとともにその取扱いについて円滑な実施に努めることとされたい。</p> <p>(略)</p> <p>別添</p> <p>道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン</p> <p>(略)</p>

記

I. (略)

II. 「有償」の意義
(略)

1. 利用者からの給付について

(1) (略)

(2) 反対給付が「運送」に対するものではない場合の有償性判断

[判断の考え方]

(略)

[法の許可又は登録を要しない場合 (具体例)]

①～④ (略)

⑤通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送

・国・地方公共団体及び公的機関が認定・付与する資格を有するガイドが、ガイドのために人を運送する場合で、運送に特定した反対給付がない場合は、許可又は登録は不要である。

・ただし、観光ガイドと称していても、提供されるサービスの実態が、当該地域に関する専門的な知識や高度な語学力等に基づくガイドの提供ではなく、単に目的地への運送のみである場合には、許可又は登録を要する。

2. ～4. (略)

III. (略)

附則 (令和8年6月5日 国自旅第41号)

本ガイドラインは、令和8年6月5日から適用する。

記

I. (略)

II. 「有償」の意義
(略)

1. 利用者からの給付について

(1) (略)

(2) 反対給付が「運送」に対するものではない場合の有償性判断

[判断の考え方]

(略)

[法の許可又は登録を要しない場合 (具体例)]

①～④ (略)

⑤通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送

・国・地方公共団体及び公益社団法人日本観光振興協会並びに公的機関が認定・付与する資格を有するガイドが、ガイドのために人を運送する場合で、運送に特定した反対給付がない場合は、許可又は登録は不要である。

・ただし、観光ガイドと称していても、提供されるサービスの実態が、当該地域に関する専門的な知識や高度な語学力等に基づくガイドの提供ではなく、単に目的地への運送のみである場合には、許可又は登録を要する。

2. ～4. (略)

III. (略)